



別表第二号第 3 の 2 の様式を次のように改める。

		19 無線局の区別	※ 整理番号
20 電 波 の 型 式 並 び に 希 望 す る 周 波 数 の 範 圍 及 び 空 中 線 電 力	(1) 法第 33 条の規定により備えている無線設備	(2) (1) 以外の無線設備	
	<input type="checkbox"/> 短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [ J ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4177.5 8268 8376.5 12520 16695 kHz W <input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [ S ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 12.5W <input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9825 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5 kHz 間隔の周波数 182 波 12.5W <input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [ M ] <input type="checkbox"/> QON 9350 MHz 0.4W <input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [ N ] <input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備 [ E ] <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [ P ] <input type="checkbox"/> F3E 150 MHz (ch 15 - 17) W <input type="checkbox"/> 船舶航空機関双方向無線電話 [ T ] <input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz W	<input type="checkbox"/> 短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [ J ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [ X ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [ Y ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [ U ] <input type="checkbox"/> J3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [ V ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 船上通信設備 [ I ] <input type="checkbox"/> F3E 457.625 457.55 457.575 MHz W <input type="checkbox"/> レーダー [ G ] <input type="checkbox"/> PON 9410 MHz kW <input type="checkbox"/> その他の設備 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

長 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

別表第二号の二第 6 の 2 の様式を次のように改める。

		14 無線局の区別	※ 整理番号	
15 特殊な設備				
機器の種類	台数	検定番号等又は名称	製造番号	補足事項
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (短波帯) [DSR]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯)	[DSR]			
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (中短波帯及び短波帯)	[DSR]			
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (英文)	[NRI]			
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文)	[NRN]			
<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機	[EGC]			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話	[LP]			
<input type="checkbox"/> 船舶航空機関双方向無線電話	[SAW]			
<input type="checkbox"/> 船上通信設備	[FMB]			
<input type="checkbox"/> レーダー	[R]			
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識	[SE]			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ	[LTL]			
<input type="checkbox"/> 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備	[VDR]			
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機	[ADF]			
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置	[W]			
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置	[LRN]			
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置	[GPS]			
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機	[F]			
<input type="checkbox"/> その他 ( )				

長 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

別表第二号の三第3の様式を次のように改める。

無線局事項書及び工事設計書										※ 整理番号		
1 申請(届出)の区分 <input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種類コード	3 免許の番号	4 欠格事由 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	5 希望する運用許容時間	6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由	8 免許の年月日	9 免許の有効期間	10 最初の免許の年月日	11 希望する免許の有効期間	12 工事完成の予定期日 <input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 日目の日	13 運用開始の予定期日 <input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から ____ 月 ____ 日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から ____ 月 ____ 日以内の日	
7 氏名 法人 団体の別 フリガナ コード [ ] <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人 姓 フリガナ 名 フリガナ	法人又は団体		個人又は代表者名		フリガナ		フリガナ		フリガナ			
申請(届出)者名等	住所 都道府県-市区町村 コード [ ]	郵便番号	電話番号	14 無線局の目的コード	15 通信事項コード	16 識別番号	[MMSI]	17 無線設備の設置場所 フリガナ 船舶又は航空機名	18 通信の相手方 <input type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input type="checkbox"/> 船舶局 <input type="checkbox"/> その他 ( )	19 停泊港コード	20 主たる停泊港又は定置場	21 船舶又は航空機の所有者 <input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ( )
22 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力	23 航行区域又は従業制限コード並びに航行する海域コード	24 用途コード	25 船舶番号又は漁船登録番号	26 総トン数	27 信号符	28 旅客定員コード	29 長さコード	30 加入 海岸局 正加入 準加入	
<input type="checkbox"/> A3E 27MHz 帯 54波 1W	<input type="checkbox"/> A3E 40MHz 帯 ( ) 5W	<input type="checkbox"/> F3E 150MHz 帯 (ch 15-17) 0.8W	<input type="checkbox"/> F3E 150MHz 帯 ( ) 5W	<input type="checkbox"/> PON 9410MHz kW	<input type="checkbox"/> QON 9350MHz 0.4W	<input type="checkbox"/> G1B 406.025MHz 5W	<input type="checkbox"/> A3X 121.5MHz 0.05W	<input type="checkbox"/> G1B 406.028MHz 5W	<input type="checkbox"/> A3X 121.5MHz 0.05W	<input type="checkbox"/> G1B 406.037MHz 5W	<input type="checkbox"/> A3X 121.5MHz 0.05W	

長 辺 (日本工業規格 A 列 4 番) (裏面)

工 事 設 計 書					※ 整理番号	
31 機器の種類	32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置		
<input type="checkbox"/> 27MHz送受信機 (27M)				<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]		
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 (LP)				<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]		
<input type="checkbox"/> レーダー (R)				<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]		
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]		
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]		
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 (40M)				<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]		
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) (150)				<input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> マリンVHF送受信機 (MVH)				36 ATIS番号		
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) (400)				37 その他の工事設計		
<input type="checkbox"/> その他 ( )				<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。		
<input type="checkbox"/> その他 ( )						
38 備考						

長 辺 (裏面)

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 船舶局(特定船舶局を含む)、船舶地球局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号第 3、別表第二号の二第 6 及び別表第二号の三第 3 の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までは、なお従前の例によることができる。

○総務省令第三百三十四号

電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の規定に基づき、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

無線局運用規則の一部を改正する省令

無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「第二十八條第六項」を「第二十八條第七項」に改める。

第七十八條の二第二項中「又は四〇六・〇二八 MHz」を「四〇六・〇二八 MHz 又は四〇六・〇三七 MHz」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三百三十五号

電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五條の三の五」を「第四十五條の三の五」に改める。

第十四條第四項中「搜索救助用レーダトランスポンダ」の下に「第四十五條の三の五に規定する無線設備」を加える。

第三十八條の四第三項中「衛星非常用位置指示無線標識」の下に「及び第四十五條の三の五に規定する無線設備」を加える。

第四十五條の三の五 G・B 電波四〇六 MHz から四〇六・一 MHz まで及び A・X 電波二二・五 MHz を使用する船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成十四年国土交通省令第七十五号)附則第二條第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識は、第四十五條の二第二項各号の条件によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 容易に回収することができること。
- 二 回収作業中に損傷する可能性が最小限となるよう措置されていること。
- 三 人工衛星向けの信号と航空機がホーミングするための信号を七日間に四十八時間以上送信することができること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

別表第一号の表 28 中「衛星非常用位置指示無線標識」の次に「及び第四十五條の三の五に規定する無線設備」を加える。

別表第二号第一の表 G・B の項及び第 3 並びに別表第三号の 13 中「衛星非常用位置指示無線標識」の次に「第 45 條の 3 の 5 に規定する無線設備」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三百三十六号

電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)を実施するため、無線機器型式検定期則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

無線機器型式検定期則の一部を改正する省令

無線機器型式検定期則(昭和二十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表船舶に施設する救命用の無線設備の機器の項を次のように改める。

船舶に施設する救命用の無線設備の機器	無線機器型式検定期則の項を次のように改める。
無方向無線電話	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備規則第 19 條第 2 項の規定に適合するものであること。</li> <li>2 設備規則第 40 條第 2 項の規定に適合するものであること。</li> <li>3 設備規則第 42 條の規定に適合するものであること。</li> <li>4 設備規則第 45 條の 3 (第 6 号、第 9 号、第 11 号、第 12 号、第 14 号及び第 15 号を除く。)の条件に適合するものであること。</li> <li>5 設備規則第 58 條第 1 号、第 3 号及び第 4 号の条件に適合するものであること。</li> </ol>
衛星非常用位置指示無線標識	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備規則第 45 條の 2 第 1 項に規定する衛星非常用位置指示無線標識                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) G・I・B 電波 406.037MHz 及び A・X 電波 121.5MHz を使用するものであること。</li> <li>(2) 設備規則第 45 條の 2 第 1 項第 1 号(ヲを除く。)及び第 4 号(ロ及びハを除く。)の条件に適合するものであること。</li> <li>(3) 符号形式は、設備規則第 45 條の 2 第 1 項第 2 号の条件に適合するものであること。</li> <li>(4) 空中線の偏波面は、設備規則第 45 條の 2 第 1 項第 3 号の条件に適合するものであること。</li> <li>(5) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。</li> </ol> </li> <li>2 設備規則第 45 條の 2 第 2 項に規定する衛星非常用位置指示無線標識                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 の(イ)、(ロ)及び(ハ)の条件に適合するものであること。</li> <li>(2) 設備規則第 45 條の 2 第 1 項第 1 号(ロ、チ及びヲを除く。)及び第 4 号(ロ及びハを除く。)の条件に適合するものであること。</li> <li>(3) 設備規則第 45 條の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号の条件に適合するものであること。</li> <li>(4) 総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。</li> </ol> </li> </ol>
搜索救助用レーダトランスポンダ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 Q・O・N 電波 9.2GHz から 9.5GHz までを使用するものであること。</li> <li>2 設備規則第 45 條の 3 の 3 第 1 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号(ヲを除く。)、第 4 号(チ及びハ)並びに第 5 号(イ)の条件に適合するものであること。</li> <li>3 設備規則第 45 條の 3 の 3 第 2 項に規定する無線設備の機器においては、同条第 1 項第 1 号(ヲを除く。)、第 4 号(チ及びハ)及び第 5 号(イ)並びに第 2 項第 1 号の条件に適合するものであること。</li> </ol>
船舶間無線電話	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設備規則第 19 條第 2 項の条件に適合するものであること。</li> <li>2 設備規則第 42 條の条件に適合するものであること。</li> <li>3 設備規則第 45 條の 3 の 2 (第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号を除く。)の条件に適合するものであること。</li> </ol>



登録点検事業者等規則の一部を改正する省令  
 登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。  
 別表第四号第三の二の表船舶局の項を次のように改める。

基本及び予備設備	一 周波数 占有周波数帯幅 空中線電力 変調特性	二 周波数 占有周波数帯幅 空中線電力 変調特性	三 周波数 占有周波数帯幅 空中線電力 変調特性	四 周波数 占有周波数帯幅 空中線電力 変調特性
船上通信設備、双方方向無線電 話、船舶航空機間双方方向無線 電話及びレーダー	一 周波数 二 空中線電力	一 周波数 二 空中線電力	一 周波数 二 空中線電力	一 周波数 二 空中線電力
衛星非常用位置指示無線標識 及び設備規則第四十五條の三 の五に規定する無線設備	一 周波数 二 空中線電力 三 伝送速度 四 無変調送信時間 五 識別信号			
船舶自動識別装置	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号			
搜索救助用レーダー・トランス ポンダ	一 周波数 二 空中線電力 三 受信感度			

附則  
 この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○総務省告示第五百九十七号  
 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六條第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平  
 成十二年郵政省告示第七百四十六号）の一部を次のように変更する。  
 平成十八年十一月二十日  
 周波数割当表第2の第2表中  
 総務大臣 菅 義偉

406-406.1 J 66 J 67	移動衛星（地球から宇宙）	公共業務用（衛星非常用位置指示無線標識用） 航空機用救命無線機用、航空機用誘導無線機用） 一般業務用（衛星非常用位置指示無線標識用） 航空機用救命無線機用、航空機用誘導無線機用）	衛星非常用位置指示無線標識用又は航空機 用誘導無線機用への割当では、406.025MHz又は406.028MHzに 限る。
406-406.1 J 66 J 67	移動衛星（地球から宇宙）	公共業務用（衛星非常用位置指示無線標識用） 航空機用救命無線機用、航空機用誘導無線機用） 一般業務用（衛星非常用位置指示無線標識用） 航空機用救命無線機用、航空機用誘導無線機用）	衛星非常用位置指示無線標識用又は航空機 用誘導無線機用への割当では、406.025MHz、406.028MHz 又は406.037MHzに限る。

改める。  
 国内周波数分配の脚注J39中「衛星非常用位置指示無線標識」を「衛星位置指示無線標識」と改  
 国内周波数分配の脚注J40中「目的」の次に「又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示  
 無線標識を回収する目的」を加える。

国内周波数分配の脚注J66中「小電力の簡易型衛星非常用位置指示無線標識、航空機用救命無線機及び航  
 空機用誘導無線機」を「衛星位置指示無線標識」に改める。  
 国内周波数分配の脚注J67中「簡易型衛星非常用位置指示無線標識、航空機用救命無線機及び航空機用誘  
 導無線機」を「衛星位置指示無線標識」に改める。  
 ○総務省告示第五百九十八号  
 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の五第一号の規定に基づき、  
 昭和六十一年郵政省告示第二百一十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の  
 機器を定める件）の一部を次のように改正する。  
 平成十八年十一月二十日  
 総務大臣 菅 義偉

第一項中「あつて」を「あつて」に改め、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第  
 十号の次に次のように加える。  
 11 簡易型航海情報記録装置（設備規則第四十五條の三の五に規定する無線設備に限る。）の機器  
 第三項及び第四項中「あつて」を「あつて」に改める。  
 ○総務省告示第五百九十九号  
 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二條第一項の規定に基づき、  
 昭和四十四年郵政省告示第五百十三号（航空機局が送り及び受けることができなければならない電波  
 を定める件）の一部を次のように改正する。  
 平成十八年十一月二十日  
 総務大臣 菅 義偉

第二項の表一の項中「又は四〇六・〇二八MHz」を「四〇六・〇二八MHz又は四〇六・〇三七MHz」に  
 改める。  
 ○総務省告示第六百号  
 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八條第八項の規定に基づき、  
 小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第一項及び第二項の規定に  
 より備えなければならない機器に代えることができる機器を次のように定める。  
 なお、平成十七年総務省告示第八百六号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設  
 備の機器に代えることができる機器を定める件）は廃止する。  
 平成十八年十一月二十日  
 総務大臣 菅 義偉

施行規則第28条第8項の規定により、小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務  
 船舶局が同条第1項及び第2項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器  
 は、次の表の左欄に掲げる義務船舶局のある船舶の区分に応じて、同表の右欄に掲げる無線設備の機  
 器とする。

当該義務船舶局のある船舶の区分		無線設備の機器	
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	航行規則第28条第1項の無線設備の機器	航行規則第28条第2項の無線設備の機器
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第1項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第1項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第2項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第2項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第3項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第3項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第4項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第4項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第5項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第5項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第6項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第6項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第7項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第7項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第8項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第8項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第9項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第9項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第10項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第10項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第11項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第11項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第12項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第12項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第13項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第13項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第14項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第14項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第15項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第15項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第16項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第16項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第17項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第17項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第18項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第18項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第19項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第19項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第20項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第20項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第21項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第21項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第22項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第22項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第23項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第23項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第24項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第24項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第25項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第25項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第26項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第26項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機
国際航海に 関係する船舶	国際航海に 関係しない船舶	同第27項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機	同第27項の無線設備 （1）無線機 （2）無線機





- 15 長さ12メートル未満の船舶（平成6年11月4日前に建造され、又は建造に着手された船舶に限る。）は、備えることを要しない。
- 16 長さ12メートル未満の船舶（平成6年11月4日以降に建造に着手された船舶に限る。）は、別に定める日までは備えることを要しない。
- 17 船舶の航行する海域が特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）第16条の欄内のみの場合には、備えることを要しない。
- 18 船首、船尾又は舷側に開口部を有する旅客船（船舶設備規程第2条第2項に規定する区域を航行するものを除く。）の義務船舶局については、当該旅客船に積載する生存艇の数4に対し1の割合の台数を加えるものとする。
- 19 小型漁船特殊規則（昭和49年通信・農林省令第1号）第2条の小型第2種漁船に限る。
- 20 船舶設備規程第2条第2項に規定する区域を航行する船舶の義務船舶局は、1台とする。
- 21 F1B電波42kHzHzを受信する機器をもって代えることができる。
- 22 総トン数500トン以上の船舶に限る。
- 23 国際航海に従事しない船舶（船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第1条第2項第1号の船舶又は同項第2号の船舶（自ら漁らうに従事するものに限る。）であつて、平成6年7月18日以後に建造又は建造に着手された船舶で国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている船舶の義務船舶局には、国際総トン数を適用する。
- 24 漁船特殊規程（昭和9年通信・農林省令）第2条の第1種漁船を除く。
- 25 ナフテック又受信機のための海上安全情報を送信する無線局の通信圏を越えて航行する義務船舶局に限る。

26 通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する船舶が備える無線設備は、次のものとする。

- (1) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の次の無線設備
    - ア インテラルネット船舶地球局のインテラルサットA型、インテラルサットB型、インテラルサットC型若しくはインテラルサットM型又はインテラルサット携帯移動地球局のインテラルサットM型若しくはインテラルサットF型の無線設備
    - イ 設備規則第49条の23第1号及び第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備
    - ウ 船舶局の無線設備
    - エ 携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備
    - オ 義務船舶局の免許人又はその免許人の加入する団体が陸上に開設する無線局を通信の相手方とする無線局の次の無線設備
      - ア 船舶局の無線設備
      - イ 無線局の目的が海事用の携帯局の無線設備
      - ウ 長さ12メートル未満の船舶は、備えることを要しない。
- 総務省告示第六百一十号  
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八條の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入海中に定期に行つて義務船舶局の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉

四 其他の機器	(1) デジタル選択呼専用受信機	1 接続状態等の確認	ア 空中線の状況及びその取付状況の良否 イ 主要部のコネクタの取付状況、ねじ類の締付状況及び設置装置の状態の良否 ウ 表示灯の断線、操作つまみの欠落等の有無
---------	------------------	------------	--

3 機能の確認	2 電池の確認	3 受信部及び信号処理部の性能の確認	2 制御部の性能の確認
	ウ 外部の表示の良否	エ スピーカ等の音響の良否	ウ 選択された周波数の表示の良否
イ 容器（割れ、ひび、汚れ等の有無）の良否			イ 遭難周波数の選択の良否（中短波帯及び短波帯のものに限る。）
ウ 有効期限の良否			ウ 選択された周波数の表示の良否
イ 作動スイッチによる機能の良否（電波を発射しない方法によること。）			

○総務省告示第六百一十号  
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十九條第二号の規定に基づき、平成四年郵政省告示第百十三号（電波法第三十五條の規定による措置をとることを要しない無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉

第二項中「同条第三項及び第六項」を「同条第五項及び第八項」に改める。  
○総務省告示第六百一十号  
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三條第八号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉

第三項第一号中(ハ)とし、(五)から(ハ)までを一すつ繰り下げ、(四)の次に次のように加える。  
(四) 設備規則第四十五條の三の五に規定する無線設備  
○総務省告示第六百一十号  
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第一の表21の項及び第二の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉

第二項の表2の項中「及び機殻救助用リーダーマランスポンダ」を「機殻救助用リーダーマランスポンダ及び設置装置規則第45條の3の5に規定する無線設備」に改める。  
○総務省告示第六百一十号  
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第3及び別表第二号の三第3の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉  
別表第八号中「第28條第4項ただし書」を「第28條第5項ただし書」及び「あつて上記の」を「あつて、上記の」に改める。

○総務省告示第六百六号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十五条の二第一項第五号及び第二項第五号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十五号(衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

第二項第一号中「又は四〇六・〇二八 MHz」を「四〇六・〇二八 MHz又は四〇六・〇三七 MHz」に改め、同項第三号(中)「中断された後、再送信する場合には、当該信号の搬送波の周波数偏移は(±)三〇 Hz以内であること」を「中断される場合は、この限りでない」に改め、同号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) (一)のただし書に規定する中断の後、航空機がホーミングするための信号を再送信する場合には、当該信号の搬送波の周波数偏移は、(±)三〇 Hz以内であること。

別表注3中「無線非常用位置指示無線標識」の次に「Xバンド無線非常用位置指示無線標識」を加え、「EPIRB」を「EPIRB」に改め、同表注4中「EPIRB」を「EPIRB」に改める。

○総務省告示第六百七号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条第三項、第四十五条の三の五第四号及び別表第三号の13の規定に基づき、同令第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成十八年十一月二十日

総務大臣 菅 義偉

設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備は、次に掲げる条件に適合すること。

- 一 電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。
- 二 自動的に船体から離脱させるための装置は、四メートルの水深に達する前に作動するものであり、かつ、独立して機能試験を行うことができるものであること。
- 三 手動により電波の送信地点を探索させるための信号を送出するための専用の装置は、独立した二以上の操作により作動するものであること。
- 四 通常の取付位置において、製造者名、型式名、製造番号、識別信号(海上識別数字及び船舶局識別)及び電池の有効期限が明確に判読できるように外部に表示されていること。
- 五 人工衛星向けの信号にG-B電波四〇六・〇二八 MHz又は四〇六・〇三七 MHz及び航空機がホーミングするための信号にA-3X電波二二一・五 MHzを使用するものであること。

六 G-B電波を使用する人工衛星向け装置は、次の条件に適合するものであること。

- 1 空中線端子を短絡又は開放しても故障しないこと。
- 2 故障により電波の発射が継続的に行われるときは、その時間が四十五秒になる前にその発射を停止できること。
- 3 周波数の変動(十五分間の変動における直線回帰の一分当たりの傾斜の値をいう)は十億分の一以下であること。
- 4 空中線電力は、五ワット(許容偏差は、(±)二デシベルとする。)であること。
- 5 四〇六 MHzから四〇六・一 MHzまでの周波数帯における周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、平成十七年総務省告示第千二百二十五号(衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件)以下「告示第千二百二十五号」という。別図に示す曲線の値とする。

- 6 送信信号は、次の条件に適合するものであること。
  - (一) 構成は、告示第千二百二十五号別表のとおりであること。
  - (二) 自己診断モードで送信する信号の送信時間にあつては、最大四四〇ミリ秒であり、かつ、送信回数は一回であること。
  - (三) 誤り検定符号はBCH符号とし、その生成多項式は、次のとおりとする。
 
$$G1(X) = 1 + X + X^2$$

$$G3(X) = G1(X) \cdot (1 + X + X^2 + X^3 + X^4)$$

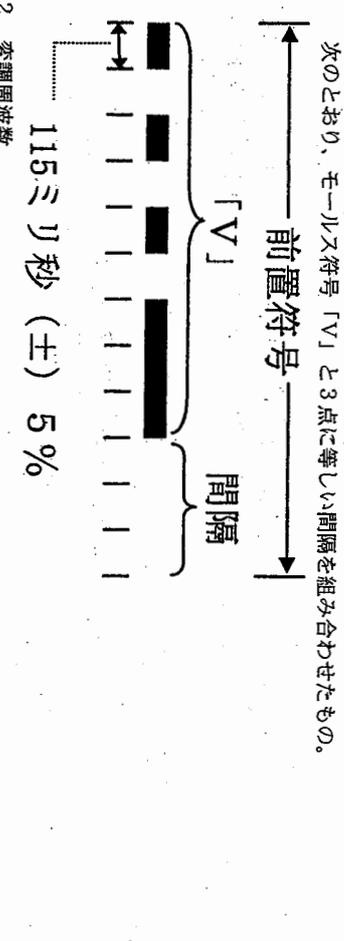
$$G5(X) = G3(X) \cdot (1 + X^2 + X^4 + X^6 + X^8)$$

七 伝送速度は、毎秒四〇〇ビット(許容偏差は、一パーセントとする。)であること。

八 A-3X電波を使用する航空機向け装置は、次の条件に適合するものであること。

- 1 航空機がホーミングするための信号には、別表の信号を前置するものとし、当該装置により連続送信するものであること。ただし、前項の装置による人工衛星向けの信号の送信により当該航空機がホーミングするための信号の送信が最大二秒間中断される場合は、この限りでない。
- 2 前号ただし書に規定する中断の後、航空機がホーミングするための信号を再送信する場合には、当該信号の搬送波の周波数偏移は、(±)三〇 Hz以内であること。
- 3 尖頭実効輻射電力(送信機から空中線に供給される尖頭電力と与えられた方向における空中線の相対利得との積の値をいう)は、五〇ミリワット(許容偏差は、(±)三デシベルとする。)であること。
- 4 二二一・四 MHzから二二一・六 MHzまでの周波数帯における周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、告示第千二百二十五号別図に示す曲線の値とする。

別図 告示第千二百二十五号別図に示す曲線の値とする。



○総務省告示第六百八号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十四条ただし書の規定に基づき、平成四年郵政省告示第百二十三号(照明設備により照明することを要しない無線設備の制御器を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十日

第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三 設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の制御器

総務大臣 菅 義偉

○総務省告示第六百九号  
無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)第四条第一項の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百四十六号(無線機器の型式検定に係る試験の方法等について定める件)の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十日  
別表中16を17とし、5から15までを一ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。  
総務大臣 菅 義偉

5 設置規則第45条の3の5に規定する無線設備  
試験を行う周波数は、406MHzから406.1MHzまで及び4121.5MHzとする。  
測定回路及び測定方法は、3に同じ。

○総務省告示第六百十号  
無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第五百七十八号(衛星非常用位置指示無線標識の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的の条件を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉

第一項中「平成二年郵政省告示第五百七十二号」を「平成十七年総務省告示第千二百二十五号」に、「告示第五百七十二号」を「告示第千二百二十五号」に改め、第二項中「告示第五百七十二号」を「告示第千二百二十五号」に改め、第二項中「告示第五百七十二号」に改める。  
○総務省告示第六百十一号  
無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十五条の三の五に規定する無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的の条件を次のように定める。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉

一 構造及び性能の条件  
平成十八年総務省告示第六百七号(設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的の条件を定める件。以下「告示第六百七号」という。)第一項、第三項から第五項まで並びに第六項第一号及び第二号の条件に適合すること。  
二 機械的及び電気的の条件  
告示第六百七号第六項第三号から第六号まで及び第七項の条件に適合するものであること。

○総務省告示第六百十二号  
無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一条第一項第五号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号(無線従事者養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
別表第一号の2の項の表中  
総務大臣 菅 義偉

SSAS	C	C							
航空用無線設備	C	C							
設置規則第45条の3の5に規定する無線設備	C	C							

を  
に改める。  
○総務省告示第六百十三号  
無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第二十一条第二項第四号の規定に基づき、平成八年郵政省告示第五十八号(無線従事者の長期型養成課程の実施要領を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉

別表第一号の1の項の表中

SSAS	○	○							
航空用無線設備	○	○							
設置規則第45条の3の5に規定する無線設備	○	○							

を  
に改める。  
○総務省告示第六百十四号  
無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)第六十一条第五号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百八十一号(船舶局無線従事者証明に係る訓練要領を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉

別表第一号の表の学科の項中  
SSAS  
を

SSAS	A								
船舶局無線設備	A								
設置規則第45条の3の5に規定する無線設備	A								
SSAS	A								
船舶局無線設備	A								
設置規則第45条の3の5に規定する無線設備	B								

を  
に改める。同表の実技の項中  
を  
に改める。  
○総務省告示第六百十五号  
登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十条及び別表第四号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百六十六号(登録点検事業者等が行う点検の実施方法を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成十八年十一月二十日  
総務大臣 菅 義偉

第一中「第9条第1項」を「第10条」に改める。  
第一の(3)の表中「G1B電波406.025MHz又は406.028MHzを使用する航空機用救命無線機及び衛星非常用位置指示無線標識にあつては」を「」とし、「同表注中の「双方向無線電話」を「設置規則第45条の3の5に規定する無線設備、双方向無線電話」に改める。  
○海上保安庁告示第二百八十七号  
海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示(昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年十一月一日協定世界時〇時から施行する。  
平成十八年十一月二十日  
海上保安庁長官 石川 裕己

別表の5の表第2号イ中「北緯59度48.1分東経24度52.7分の地点」を「北緯59度48.75分東経24度58.5分の地点」に、同号ロ中「北緯59度48.8分東経25度0.0分の地点」を「北緯59度49.3分東経25度4.5分の地点」に改め、同表備考中「上記各地点の上」を「(第2号の地点を除く。)」を加える。  
総務大臣 菅 義偉